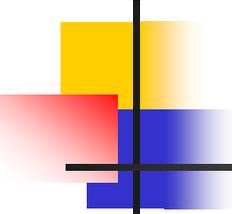


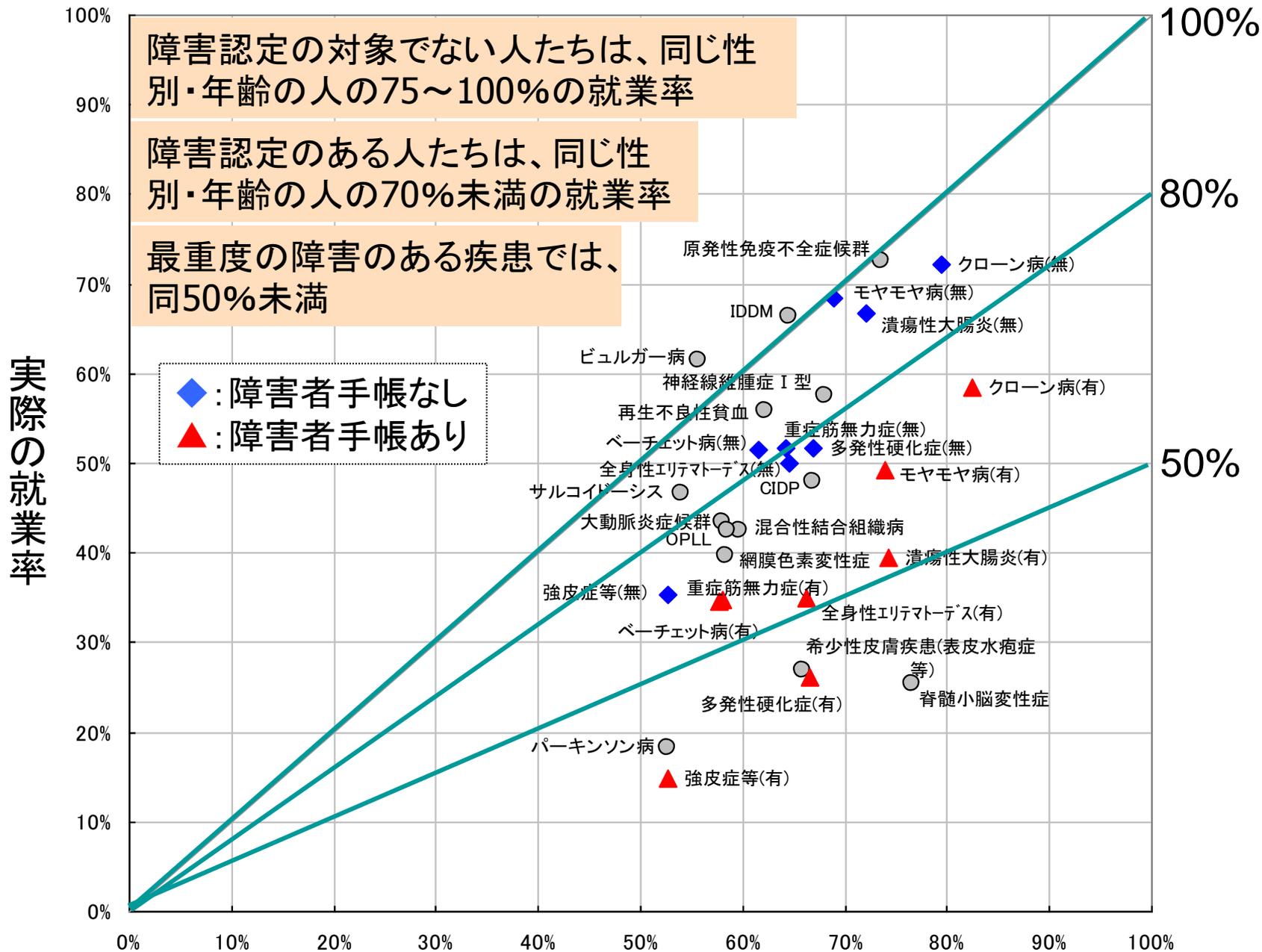
難病患者の就労支援制度について

(独法)高齡・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター
春名由一郎



難病患者の就労支援

- 看護・介護等と就労支援の関係
 - 「疾患管理と職業生活の両立」を支える支援の不足→生活や精神的な問題のリスク増
 - 「病気をもちながら自分らしく生きる」ことの支援での、職業生活の重要性
- 労働分野における取組
 - 企業の雇用管理
 - 労働機関での就労支援
- 就労支援ネットワークの構築



各疾患の性・年齢構成と労働力調査の性・年齢別就業率から期待される就業率 2

難病患者の就労問題の特徴

- 多くの「難病患者」にとって無理のない仕事は、デスクワークでのフルタイム勤務、あるいは、軽作業でも短時間勤務、といった、一般的な仕事である。
 - 障害者向けの求人は必ずしも適さない。
- 通院や休憩への配慮、職場での良好なコミュニケーションによる業務調整等、個別の障害に応じた支援により、問題なく働ける場合が多い。
 - ⇔ 職種の不適合や職場の配慮不足により就業継続の問題が生じる。
- 履歴書作成、就職面接、就職後のコミュニケーション等において、病気や必要な配慮の説明に困難がある。(特に、障害認定がない場合)
 - 病気の説明をすると不採用
 - 病気の説明をしないと職場の理解や配慮がない

就職や、就業継続の問題は、症状や障害の程度にかかわらず、起こりうる。



障害認定のない人たちの場合、社会的支援の選択肢が、生活保護しかない、とされることがある。

- 通院への配慮
- 勤務時間中の服薬や自己管理、治療等への職場の配慮
- 勤務中の休憩をとりやすくすること

- 本人が仕事の進め方等に意見や相談をしやすくすること
- 職場でコミュニケーションに時間をかけること
- 能力的に無理のない仕事への配置
- 短時間勤務

効果的な取組の現状の実施率： 20～40%程度

- 病気や障害自体で働けないという先入観をもたないこと
- 職場における難病についての正しい理解
 - 本人と仕事内容に即して話し合う
 - 専門的な裏づけを得る
- 産業医・産業保健師による事業所内の健康管理

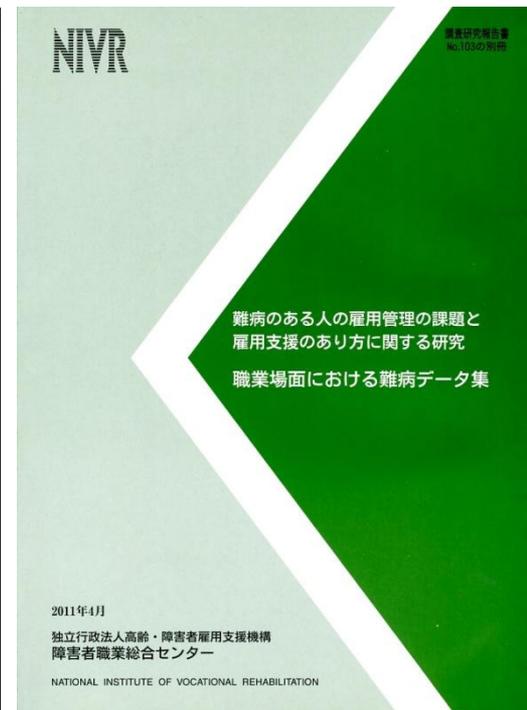
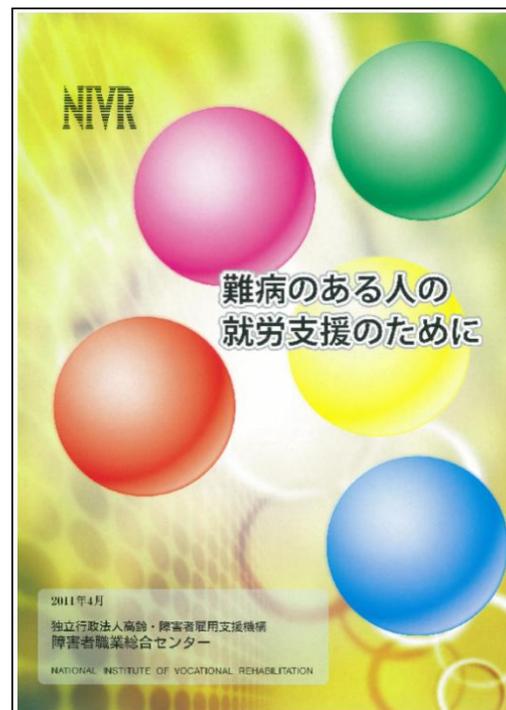
- ドア、スロープ、駐車場、非常口等の施設改善
- 手すり、通路等の施設改善
- トイレ、休憩所等の改善
- 支援機器や作業机等の改造
- コミュニケーション支援機器
- ユニバーサルデザインの機器
- 職場介助者等

労働分野における支援

- 就職活動の支援
 - 個別の職業相談、職業紹介
 - 「デスクワーク、短時間勤務」というだけでなく、本人の興味やスキル等を活かせる職探し
 - 地域の労働市場の情報、職場開拓
 - 職業訓練
 - PC等の技能の取得
 - 給付金付きの職業訓練(経済的逼迫への対策)
 - 職場での理解や配慮の促進
 - トライアル雇用の活用
- 難病のある人の雇用管理の支援
 - 難病についての誤解・偏見の是正
 - 疾患別の具体的配慮の情報提供
 - 雇用企業への助成金等
- 労働関係機関
 - ハローワーク
 - 約600所
 - 地域障害者職業センター
 - 47センター5支所
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 313センター
 - 職業訓練コース
 - ハローワークへ応募
 - 人材銀行12所
 - 都道府県のジョブカフェ等

難病のある人に必要な職場や地域での配慮や支援の具体的内容

- <http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/nanbyou.html>



難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

難病のある人※¹を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

(2) 支給金額

1年間50万円(中小企業の場合 1年半135万円)※²

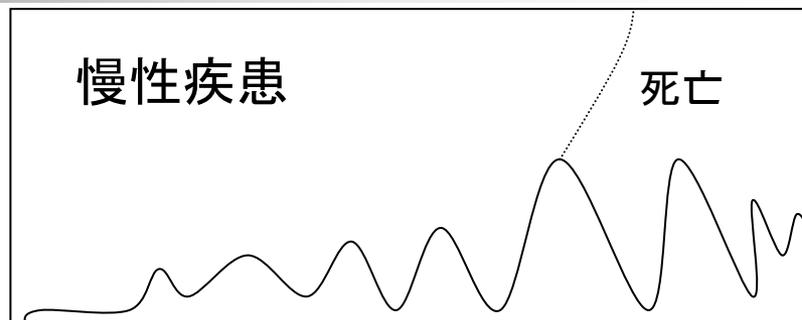
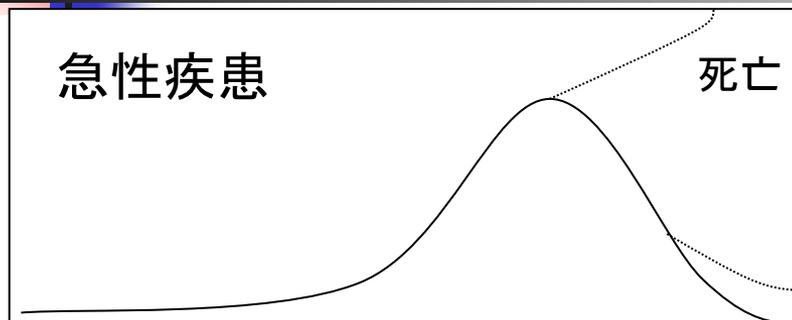
(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※¹ 特定疾患(56疾患)か否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業の対象疾患(平成21年4月現在で**130疾患**)を対象とする。
また、筋ジストロフィーを含む。

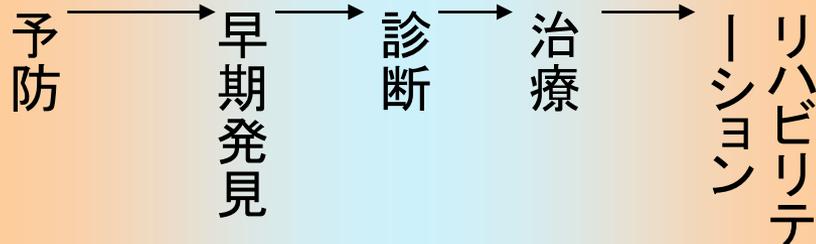
※² 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

難病の就労支援＝疾患管理と職業生活の両立の支援



感染等 潜伏期 発症 治癒 後遺症

疾患の慢性化

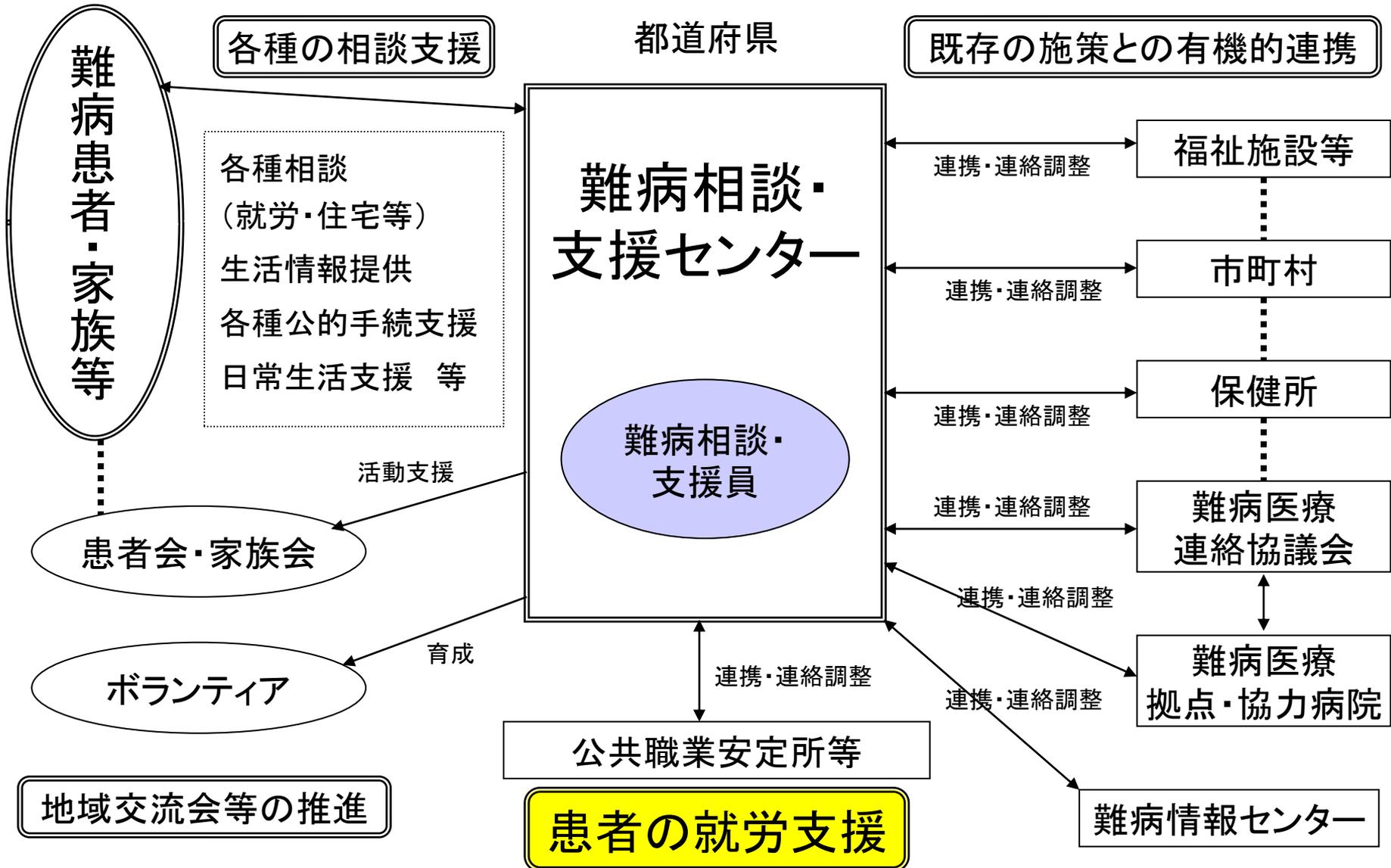


- ・経過観察
- ・継続的受療
- ・自己管理
- ・生活支援
- ・就業支援(無理のない仕事と配慮)

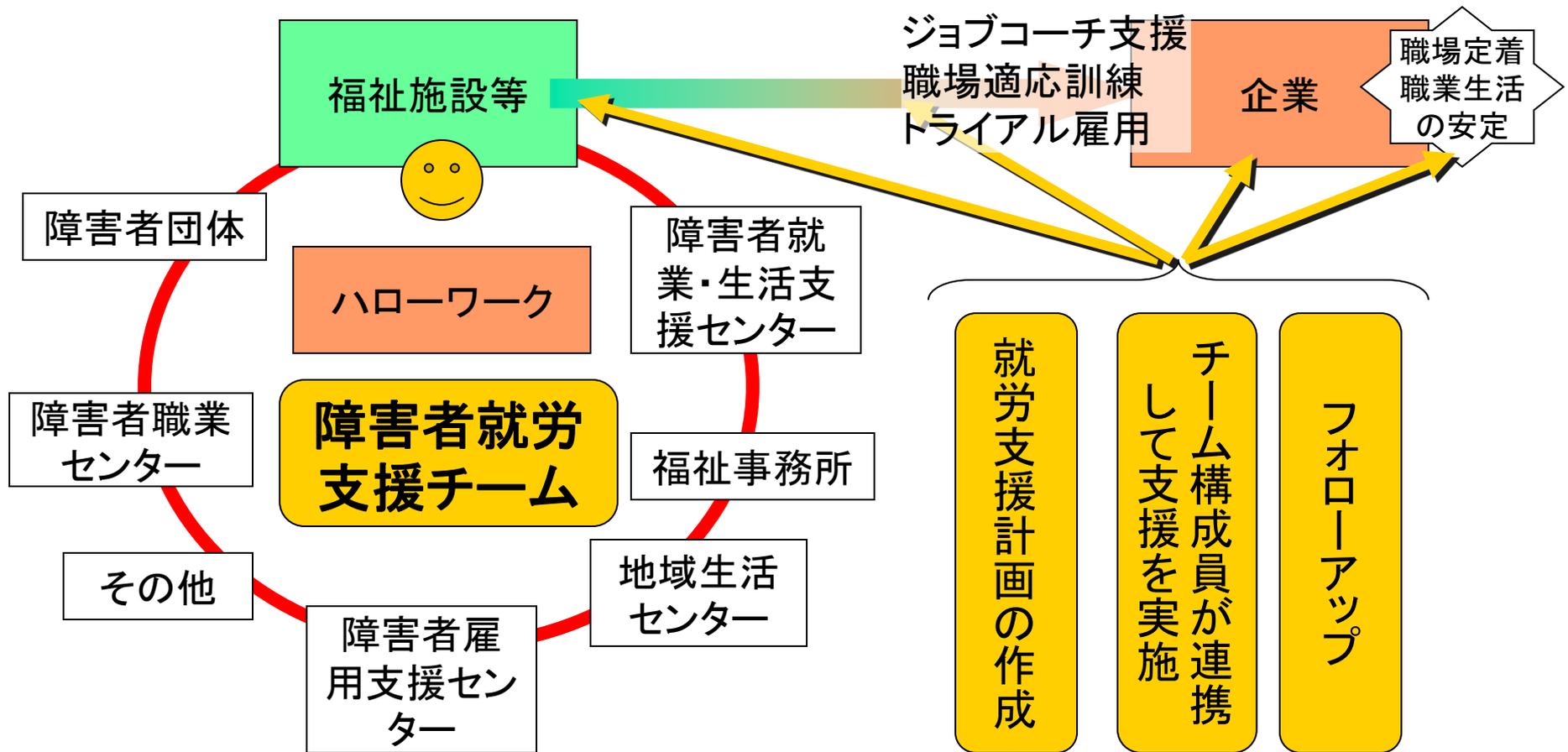
病気が治ってから就労支援

疾患管理と職業生活の両立の支援

難病相談・支援センター



地域障害者就労支援事業 (チーム支援)



医療・生活・就労の統合的支援 による可能性～ジョブマッチング、トライアル 雇用、フォローアップの改善

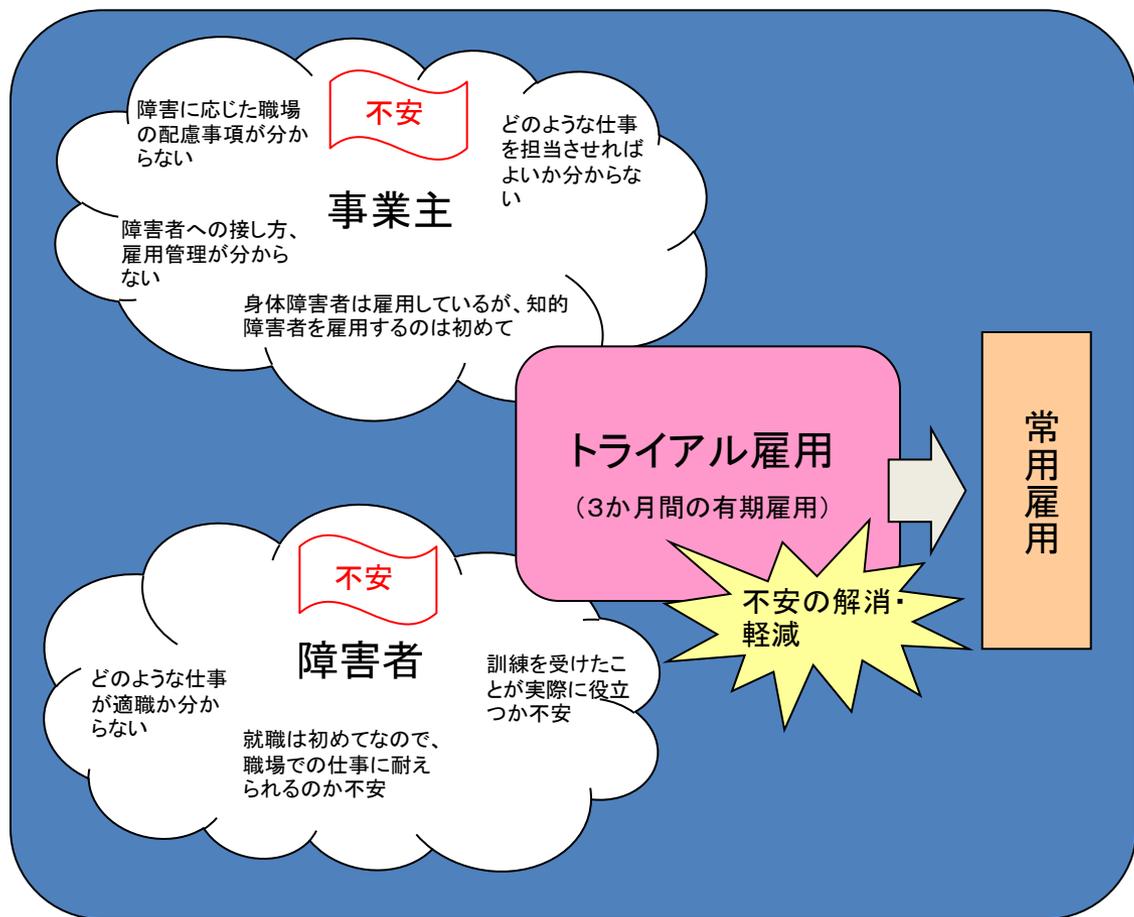


「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



- 期間
3か月間を限度(ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結)
- 奨励金
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 対象者
9,500人(21年度)
9,000人(22年度)
- 実績(21年度)
開始者数 8,545人
常用雇用移行率 84.3%

地域障害者職業センターの業務内容

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるためセンター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

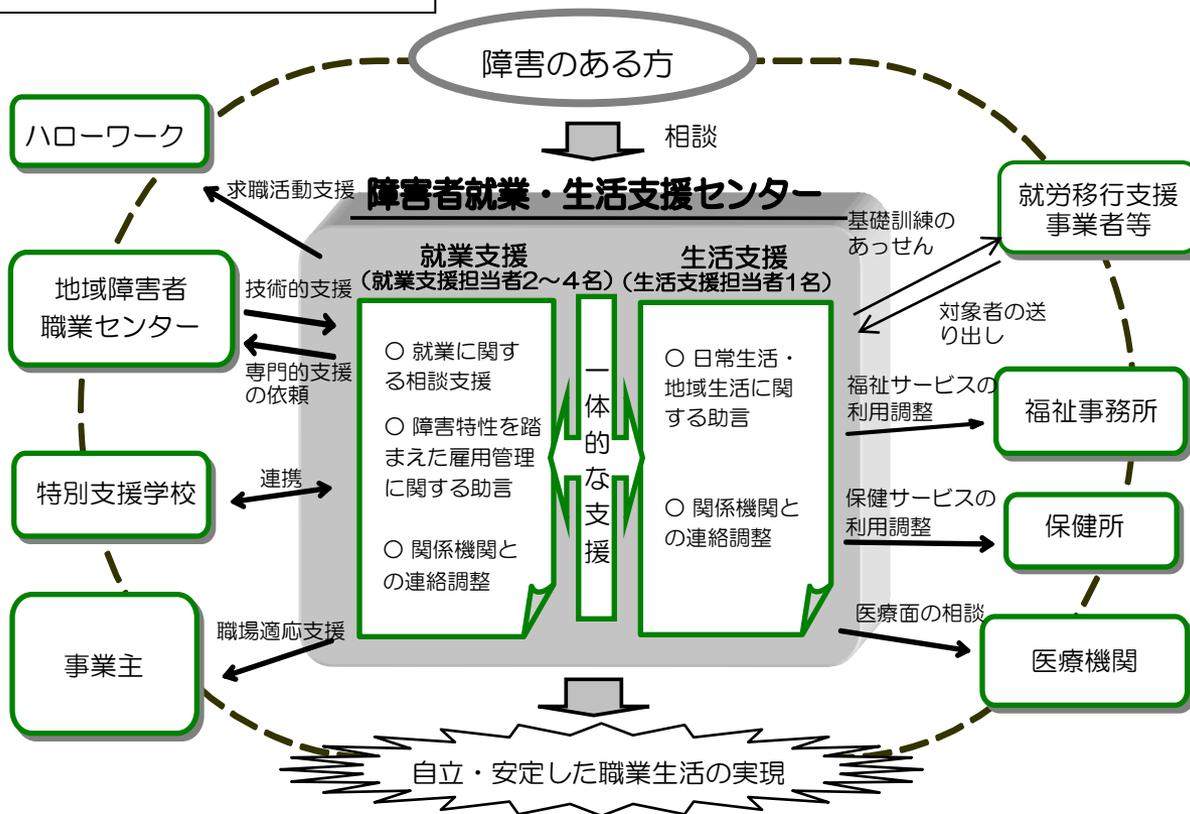
○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

雇用と福祉のネットワーク



業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

設置箇所数

21年度 247センター
 22年度 282センター（予定）
 （22年7月現在 271センター）

【21年度実績】 対象者数 64,665人
 就職件数 8,057件 就職率 50%

難病・長期慢性疾患のある人の職業生活と疾患管理の両立を支える社会的取組の推進

●現状認識

- わが国では、医療の進歩により難病の長期慢性疾患化が進行し、その人数が急速に増加している。また、その生活の質は、疾患管理だけでなく、企業や労働分野での無理のない仕事や職場の理解・配慮にも大きく左右されている。
- このような、「病気をもちながら生活・人生を送る人たちは」、保健・医療、福祉、労働等の様々な専門分野にまたがる支援ニーズがあるが、現状では社会的支援の谷間となっている。

①長期慢性疾患による「障害」についての制度上の明確化

- 長期慢性疾患と社会的障壁による生活上の問題の社会的認知
- 差別禁止と合理的配慮／福祉制度上の認定との連動

②医療機関等でのプライマリケアとしての就労支援

「医療・生活・就労コーディネーター(仮)」の役割検討

- 難病相談・支援センターにおいて、保健・医療機関、患者会等のリソースの有効活用、連絡調整

医療と生活の一体的支援(医療ソーシャルワーカーや保健師、ピア相談員等による)

- 治療の見通しを踏まえた休職手続き、復職までの職場とのコミュニケーションや手続き、医療費や生活費等も含めた総合的な相談
- 小児慢性疾患患者等への就労や教育の支援
- 医療、生活、就労についての総合的な相談・支援
 - 保健・医療の場における就労相談の受け皿
 - 年金、医療、交通、家族、経済面、精神面等と、就労の問題の一体的ケースマネジメント

疾患のセルフマネジメント支援(疾患別に医師と患者会等による)

- 疾患の自己管理のための支援
 - 再燃防止の訓練、注意サインの特定
 - 職場内外での体調悪化への予防的な助言・指導
- 就労者への受診・治療等への配慮(通院しやすい診療・相談、副作用が少なく就労形態に合わせた薬の処方)
- 職業生活上の不安・課題や体調についての相談

難病相談・支援センターの就労支援

④保健・医療と労働の境界領域における共同事業の推進

各地での取り組みの促進・情報集約

患者会・医療機関での就職セミナー

- 医療や生活の課題と、就職・復職・就業継続の課題、就職活動等の総合的セミナー

難病・慢性疾患ジョブマッチング支援

- 健康で安全な仕事内容の検討、個別支援計画
- 職場実習、トライアル雇用の現場での職業評価
- 総合復職支援(主治医、職場、産業医の連携)

全国ネットワークでの取り組み

保健・医療・福祉・労働の情報交換

- 全国のコーディネーターやトータルサポーターの相互の情報交換の体制づくり
- ネットの情報交換
- 電話相談、専門家の照会対応
- FAQ作成、相談事例データベース
- 全国難病センター研究会のシンポジウム

「病気と一緒に働こう(疾患別)」冊子作成

- IBD、膠原病、パーキンソン病、等、疾患別の職業的課題に特化したハンドブックの作成
- 患者会と協力し、また、全国の情報交換の成果を活用して、関連分野の執筆を分担

ハローワークの「チーム支援」等

- 今後の研究課題: 難病・長期慢性疾患による「職業生活と疾患管理の両立」の困難を経験する人たちを社会的支援の対象として明確な制度上の位置づけを与えるとともに、支援ニーズに的確に対応する専門的支援の知識と技術の体系化を保健医療と労働の各分野で進めるだけでなく、分野を超えた新たな共同事業を継続的に実施するためのノウハウや支援リソースを取りまとめる。

- ①長期慢性疾患による「障害」についての制度上の明確化
- ②医療機関等でのプライマリケアとしての就労支援
- ③労働機関での難病・慢性疾患対応
- ④保健・医療と労働の境界領域における共同事業の推進

③労働機関での難病・長期慢性疾患対応

難病・慢性疾患のある人のニーズに対応できる雇用専門職の研修、配置等

- ハローワーク等、労働関係機関のリソースの有効活用、連絡調整

難病・慢性疾患向け就職・復職支援

- 難病患者の適職、配慮等についての正しい理解
- キャリア支援: 興味や強みの特定、キャリアの棚卸
- 就職セミナー(履歴書作成、就職面接等。人権擁護。病気・障害、必要な配慮等の説明を含む。)
- 専門技能訓練・パソコン講習や高等教育への紹介
- リワーク支援(復職に向けての総合的支援)

職場適応支援へのトライアル雇用等の活用

- 無理のない仕事や職場への職業紹介と支援
 - 就職後の仕事内容、仕事の進め方の確認
 - 職場での健康・疾患管理の進め方の確認
 - 同僚・上司とのコミュニケーション支援
- 個々の障害に応じた支援機器や職場環境改善
- 職業場面のロールプレイ、対人技能や対処訓練

事業主支援

- 企業啓発、適切な雇用管理のための情報提供
- 難治性疾患雇用開発助成金の効果的活用
- 障害者雇用率制度、等